

## 令和5年4月から 老齢年金の繰下げ制度の一部改正が施行されました

### 制度の内容

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

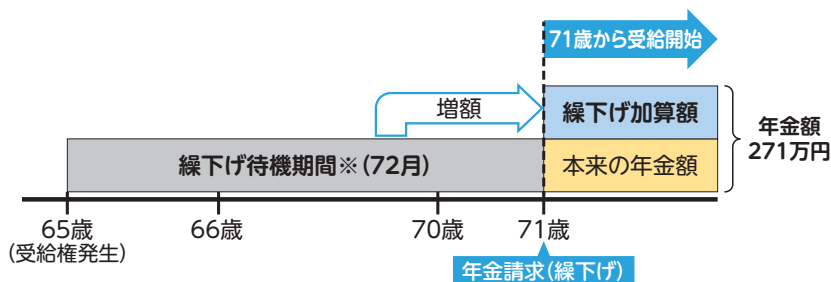
これを踏まえて、令和5年4月から70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるよう制度改正が行われ、70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになりました。これを「特例的な繰下げみなし増額制度」といいます。

### 改正後(令和5年4月から)

【例：71歳まで繰下げ待機し、71歳時点で年金の請求をする場合(本来の年金額：年額180万円)】

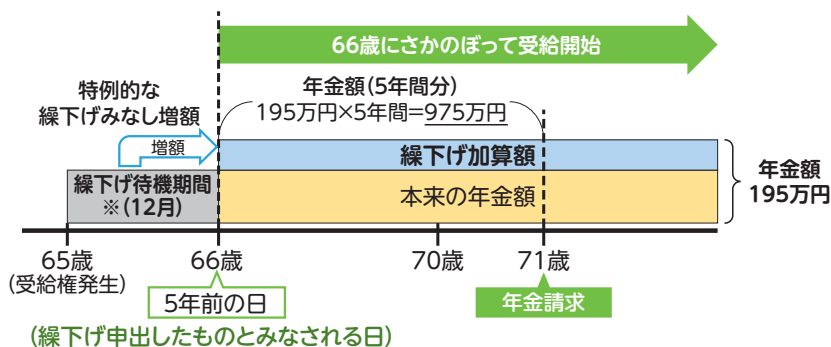
#### 繰下げ申出をするとき

【年金額】  
180万円 + 91万円  
(本来の年金額) (繰下げ加算)  
( $0.7\% \times 72\text{月} = 50.4\%$ 増額)  
=年額271万円  
繰下げ申出の翌月から受取。



#### 繰下げ申出をしないとき

【年金額】  
180万円 + 15万円  
(本来の年金額) (繰下げ加算)  
( $0.7\% \times 12\text{月} = 8.4\%$ 増額)  
=年額195万円  
請求の5年前の日で繰下げ申出があったものとして5年間分(975万円)を遡って一括受取。



※65歳以降に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合に、在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象になりません。

### 対象者

特例的な繰下げみなし増額制度の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

1. 昭和27年4月2日以降生まれの方  
(令和5年3月31日時点で71歳未満の方)
2. 老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成29年4月1日以降の方  
(令和5年3月31日時点で老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して6年を経過していない方)

※80歳以降に請求する場合や、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されません。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響のある場合がありますのでご注意ください。